

## 臨時代理報告第 1 号

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部改正案

本件は、不妊治療に係る通院等を行う職員の治療と仕事の両立支援を推進する観点から、国において不妊治療を受けるための特別有給休暇が措置されたことを踏まえ、福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程について所要の整備を行う必要があるが、教育委員会を招集する暇がなかったため、福岡市教育委員会事務委任規則第 5 条第 1 項の規定により、令和 3 年 12 月 24 日次のように臨時代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 月 13 日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部改正

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程（昭和 47 年福岡市教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正し、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条中第 21 号を削り、第 22 号を第 21 号とし、第 23 号から第 25 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程（昭和47年教育委員会訓令第5号） 新旧対照表

旧	新
<p>第1条 (略)</p> <p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を免除されることのできる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p><u>(21) 不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合(4月1日から翌年の3月31日までの間に5日を超えない範囲内で必要な日数)</u></p> <p><u>(22) 風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているときその他教育委員会が必要と認める場合で、勤務しないことがやむを得ないと教育委員会が認めるとき(教育委員会が定める期間)</u></p> <p><u>(23) 予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項に規定する予防接種(以下「新型コロナウイルスワクチン接種」という。)を受ける場合において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために教育委員会が必要と認めるとき(教育委員会が定める期間又は時間)。</u></p> <p><u>(24) 新型コロナウイルスワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、勤務しないことがやむを得ないと教育委員会が認めるとき(教育委員会が定める期間又は時間)。</u></p> <p><u>(25) 前各号に定めるもののほか、本市の業務に寄与する行事又は公益性が大である行事に参加する場合のうち特に教育委員会が認める場合</u></p> <p>第3条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を免除されることのできる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(21) 風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているときその他教育委員会が必要と認める場合で、勤務しないことがやむを得ないと教育委員会が認めるとき(教育委員会が定める期間)</u></p> <p><u>(22) 予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項に規定する予防接種(以下「新型コロナウイルスワクチン接種」という。)を受ける場合において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために教育委員会が必要と認めるとき(教育委員会が定める期間又は時間)。</u></p> <p><u>(23) 新型コロナウイルスワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、勤務しないことがやむを得ないと教育委員会が認めるとき(教育委員会が定める期間又は時間)。</u></p> <p><u>(24) 前各号に定めるもののほか、本市の業務に寄与する行事又は公益性が大である行事に参加する場合のうち特に教育委員会が認める場合</u></p> <p>第3条 (略)</p>

## 福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部改正案（概要）

### 1 改正の理由

不妊治療に係る通院等を行う職員の治療と仕事の両立支援を推進する観点から、不妊治療を受けるための特別有給休暇を新たに措置することを踏まえ、これまで措置していた不妊治療を受ける場合に係る職務専念義務の免除を廃止するため、福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程について所要の改正を行うもの。

- ※ 本規程は学校用務員及び調理業務員に適用
- ※ 事務局の職員及び教職員についても、同様に職務専念義務の免除を廃止  
「職務に専念する義務の免除に関する規則（人事委員会規則）」が適用されるため、人事委員会に別途承認を依頼

### 2 改正の内容

不妊治療を受ける場合に係る職務専念義務の免除（年5日の範囲内で無給）を廃止するもの。

- ※ 新たに措置する特別有給休暇  
不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合が対象（年5日（体外受精等の頻繁な通院を要する場合は10日）の範囲内）  
人事委員会にて「特別有給休暇の範囲を定める規則（人事委員会規則）」を改正

### 3 施行期日

令和4年1月1日